

令和6年度第2回 西宮市都市計画審議会

【令和6年8月27日（火）午後3時00分から午後3時32分】

議 題	内 容
議案第1号	正副会長の互選について
審議結果 主な質問等	水野委員を会長、野口委員を副会長に選出 ○ 意見なし
報告第1号 主な質問等	<p>市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し方針に関する意見募集結果について【報告】</p> <p>○ <u>市街化調整区域では建築物の制限をかけているとあるが、実際は新たに建築物を新築しており、確認申請を出していないものもある。そこでは、道路や上下水道が整備されているにも関わらず、都市計画税は課税されていない。市街化調整区域内でも新築があるため、市街化調整区域での都市計画税の課税について、市として考えていくべきでは。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>市街化調整区域内で建築可能なのは、原則、農業従事者の建築物や調整区域に住んでいる住民のための物品販売所等に限られている。</p> <p>また、市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、都市計画税を課税するべきではないと考えている。なお、確認申請を行っていない違法建築がある場合は、指導等が必要と思われる。</p> <p>○ <u>資料に記載されている今回意見回答の分類について、「意見の内容・趣旨が、素案の方向性と合致せず、修正を行わないもの」という分類になっているが、この表現では、素案の方向性と合致しない市民の意見に対しては聞く耳持たないと読めてしま</u></p>

うため、表現の仕方を今後検討すべきでは。

【当局回答】

表現について検討する。

- 実際にコンパクトな都市構造を目指して、具体的に小さくなった事例はあるのか。

【当局回答】

資料が手元にないため具体例はお答えできない。なお、西宮市は既にコンパクトにまとまっており、大規模に市街化調整区域を見直す箇所は少ないと考えている。

- 意見募集において市の考えと異なる方向性の意見が出された場合、その時点で市の考えを修正することはあるのか。

【当局回答】

意見内容によっては修正を行う場合もある。